

犯罪被害に遭われた方・御遺族の方へ

豊山町犯罪被害者等見舞金制度の御案内

殺人など故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の御遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者の方に対して、経済的負担の軽減を図るための見舞金を給付します。

① 対象となる犯罪被害

日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為
(令和6年10月1日以降に発生した犯罪被害(過失犯除く)に限ります。)

② 給付が受けられる要件

犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、豊山町内に住所を有する犯罪被害者及び御遺族



③ 見舞金の種類・給付額・給付対象者

○ 遺族見舞金 30万円

<給付対象者>

犯罪行為により亡くなられた犯罪被害者の御遺族であって、犯罪行為が行われた時に豊山町内に住所を有する第1順位遺族
(詳細については、裏面参照)

○ 重傷病見舞金 10万円

<給付対象者>

犯罪行為によって、重傷病(療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された)を負った犯罪被害者御本人。

また、特定の犯罪行為によって、精神疾患(療養期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された)を負った犯罪被害者御本人。

(注) 特定の犯罪行為とは、殺人未遂、強盗、不同意性交等、不同意わいせつ、略取誘拐、人身売買(殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。)をいいます。

④ 申請期限

当該犯罪被害を知った日から1年以内

(ただし、犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、申請することができません。)

⑤ 給付がされない場合

- 犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係（豊山町パートナーシップ又はファミリーシップにあった者を含む。）を含む。）があった場合（ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合を除く。）
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発した場合
- 見舞金を給付することが社会通念上適切でない認められる場合 等

⑥ 遺族見舞金の給付対象者

犯罪行為によって亡くなられた犯罪被害者の御遺族であって、犯罪行為が行われた時に豊山町内に住所を有する第1順位遺族
(以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族)

- 1 ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者（犯罪被害者とパートナーシップにあった者を含む。）を含む。）
- 2 犯罪被害者と生計をともにしていた犯罪被害者の②子（事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者（ファミリーシップにあった者を含む。）を含む。）、③父母（ファミリーシップにあった者の親及びそのパートナーを含む。）、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹
(注) ○内数字は、給付を受けられる遺族の順位
(注) 第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合、第2順位以降の遺族は申請することができません。

⑦ 申請に必要な書類

- 豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書
- 豊山町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書
- 豊山町犯罪被害者等見舞金（重傷病見舞金）給付申請書
- 添付書類

※申請様式及び申請に必要な添付書類について、詳しくは申請窓口へお問合せください。

⑧ 給付決定の取消し・見舞金の返還

- 給付決定後、給付を受ける資格がないと判明したとき、偽りその他不正の手段によって給付決定を受けたと認めるときは、給付決定が取り消されます。
- 給付決定が取り消された場合、既に見舞金が給付されていたときは、返還しなければなりません。

申請窓口



豊山町 生活福祉部 福祉課 福祉グループ

Tel 0568-28-0912

受付時間 平日8:30～17:15